

# スポット市場への限界費用価格での供出が求められる 対象事業者の考え方

2025年1月30日  
制度設計・監視専門会合

# 御議論いただきたい内容

1. 「適正な電力取引についての指針」（適取ガイドライン）では、スポット市場における**余剰電力全量の限界費用に基づく価格での売り入札が特に強く求められる「市場支配力を有する可能性の高い事業者」（対象事業者）**については、**適取ガイドラインに定められた以下のA)又はB)の基準**により判定することとしている。
  - A) **月別分断発生率が継続して高い連系線により4区分※した地理的範囲**において、**発電容量におけるシェア20%を超える**。または、**年間ピーク需要を満たすために当該供給者の供給力が不可欠（PSI）**。《本則》  
※北海道-本州間連系線、東京-中部間連系線、及び、中国-九州間連系線
  - B) **直近5年間**、地域間連系線の月別分断発生率が**一定の値（5%）を超える月がある場合**には、連系線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、**総発電容量の50%を超える発電容量を保有**。《附則》（経過措置）
2. 2024年10月15日に開催した第2回制度設計・監視専門会合では、適取ガイドラインに基づき、2024年11月以降の1年間における対象事業者案について、御了承いただいた。  
加えて、**昨今の市場分断率の変動を踏まえると、本則が前提とする4区分が実態を反映しているとは言い難く、経過措置で設定した一定の値（5%）を上昇させたとしても本則の基準に収斂しない可能性**があることから、**本基準について、本則を含む一体的な見直しの必要性についても御議論**いただいた。
3. **今回は、本基準に関する具体的な見直し案について、御議論**いただきたい。

## (前回資料) 市場画定の考え方に関する論点

1. 21頁で示したとおり、本則における固定化された4エリアを前提とした評価基準では、近時の分断率を踏まえた市場区分とはならない。また、20頁で示したとおり、仮に、経過措置における閾値を5%から10%に変更したとしても、市場画定の結果に変更は生じない。
2. したがって、経過措置における「一定の値」を具体的にいくつとするかといった議論もさることながら、市場支配力を有する可能性の高い事業者を整理する前提となる市場画定の考え方について、そもそも本則で示す4区分の在り方も含めて、本専門会合において検討することとしたい。
3. 具体的には、次回以降の本専門会合において、「市場支配力を有する可能性の高い事業者」選定のための市場画定に関し、例えば、以下の論点について御議論いただくこととしたい。
  - i. 連系線分断率については、経過措置では5年としているところ、どの程度の期間を考慮すべきか。
  - ii. 市場分断を判定する上で、連系線分断率の閾値や超過月数はどのように設定すべきか。
  - iii. 市場画定については、どれくらいの頻度で評価すべきか。
  - iv. 対象事業者の判定に用いる、発電容量を基準としたシェアやPSIについてどのように整理すべきか。

# 1. 基準見直しに関する基本的な考え方

1. 前回の専門会合では、昨今の市場分断状況を踏まえれば、北海道・東日本・西日本・九州の4市場に区分する本則が実態とかけ離れているため、本則を変更することも想定されるのではないか、といった御意見をいただいた。
2. 昨今の市場分断率の変化は、例えば、ここ2年について見ると、
  - ✓ 南福光BTBのループ運用対応工事に伴う中部・北陸間の連系線分断率の上昇
  - ✓ 四国エリアの供給力増（伊方再稼働等）に伴う中国・四国間連系線分断率の上昇
  - ✓ 中国エリアの需要減及び関西エリアの供給力増に伴う中国・九州間連系線分断率の低下等に起因するものである。
3. このように、分断率は、連系線の工事や需給状況の変化等様々な要因により数値が大きく変動することから、4市場として固定した市場区分は、すでにその意義が薄れていると言える。
4. したがって、本則においては、市場を固定するのではなく、こうした連系線の分断率に係る性質を踏まえて、市場区分を見直していくことが必要となる。  
具体的には、需要の変動や広域のマスタープランに基づく系統増強によって今後分断状況に大きな変化が生じ得る点や、関連する御意見（次頁）もあつたことを踏まえつつ、上記4市場区分を前提とした考え方を見直すこととしてはどうか。

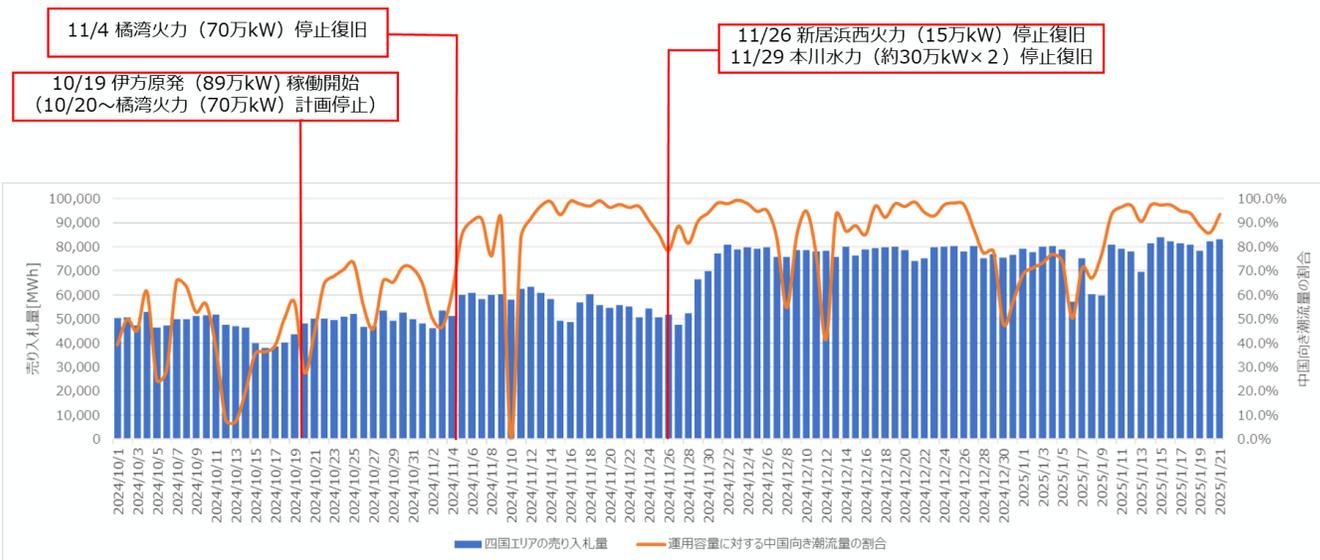
# (参考) 前回専門会合でいただいた御意見等

## 【第2回制度設計・監視専門会合でいただいた御意見】

- **松村委員**：本則については未来永劫この4区分で進めるのではなく、状況が大きく変われば見直すことを前提にしていたと理解している。本則については、設備の大きな変更や需要構造の大きな変化があれば柔軟に見直すことは元々予定されていたはずである。
- **草薙委員**：昨今の市場状況を踏まえると、中部エリアの分断状況が大きく変わったと思われる。経過措置における一定の値を変更するよりも、本則を改めてファインチューニングするのがよいと考える。

### <四国エリアにおけるスポット市場売り入札量の推移例>

- エリア内供給力の変化が売り札の量に変化をもたらしていると考えられる
- 四国エリアで余剰となる売り札が本州方面に流れ、連系線利用率が増加



## 第4回制度設計・監視専門会合 (2024年12月26日開催) 資料7 抜粋

### スポット市場 月間分断発生率の推移 (12カ月移動平均) (2013年3月~2024年9月)



## 2. 市場画定（本則）の考え方（案）

1. 現行の本則を策定した当時、重点的な監視の対象については「客観的な基準に基づき、相場操縦行為との関係性から、規制の必要性が高い事業者に限って対象とすべき」との考え方が導入され、これを受けて、「他エリアと比べて分断発生率が**継続（①）して高い（②）**」（※）連系線をもって市場画定している。当時は、連系線の分断率の推移を踏まえ、① **5年程度を連系線構成の1周期と捉えて、「継続」性を判断し、②12か月移動平均単位において、概ね10%以上で推移する連系線について分断率が「高い」と判断。**
2. そこで、本則の見直しに当たっては、**固定した市場区分を設定するのではなく、上記（※）の考え方を踏まえ、本則を「5年間において年平均分断率が10%以上となる年が3年以上継続する場合には分断として扱う」と整理してはどうか。**これにより、その時点における市場分断状況を踏まえた市場画定が可能となる。

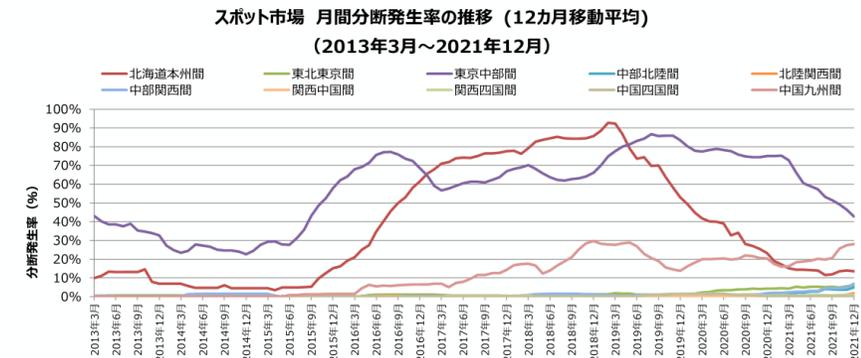
第72回制度設計専門会合  
(2022年4月21日) 資料4 抜粋

### 対象事業者の範囲

- 次に、適取GLにおいて、余剰電力全量の限界費用ベースでの市場供出を特に要請する対象となる「**市場支配力を有する可能性の高い事業者**」は、どの範囲で設定すべきかが問題となる。
- 従来、余剰電力全量の限界費用ベースでの市場供出は、あくまでも旧一般電気事業者による自主的取組として実施されてきたが、事前的措置として要請するに当たっては、**客観的な基準に基づき、相場操縦行為との関係性から、規制の必要性が高い事業者に限って対象とすべきと考えられる。**
- そこで、この点についても需給調整市場における整理と同様に、**エリア分断の頻度や市場シェアの観点から、市場支配力を有する可能性の高い事業者とそれ以外の事業者に分けることとしてはどうか。**
- 具体的には、①**市場の地理的範囲を確認した上で、②当該範囲における支配力を有する可能性の高い事業者の基準を整理していくこととしてはどうか。**

### ①地理的範囲 算出結果

- 自主的取組が開始された2013年以降の各エリアの分断実績は下図のとおり（12ヶ月移動平均）。
- これを見ると、特に、**北海道本州間、東京中部間、中国九州間**連系線において、**他エリアと比べて分断発生率が継続して高い**ことがわかる。



## 2. 市場画定（経過措置）の考え方①（案）

1. 前頁に示した本則案を採用すると、対象事業者が大きく変化し、市場に混乱を生じさせる懸念が生じる。このため、段階的に本則に移行するための措置として経過措置が必要ではないか。
2. 現行の経過措置では、1か月平均の分断率<sup>※</sup>が「一定の値」（5%）を超えている月が過去5年間で1回でもあれば、当該連系線が分断しているものとして扱っている。つまり、過去5年で1回でも閾値を超過すれば、その後5年にわたり分断として扱うため、①分断状況の継続性について考慮していない。加えて、一時的な連系線の工事などの特異事象の影響を5年という中期にわたって受けることとなり、②市場分断を過度に考慮している可能性がある。（※月平均分断率 = 1か月の分断コマ数 ÷ 1か月の総コマ（48×30））
3. これらの点を踏まえて、経過措置を設定することにより、円滑に本則案へ移行することがポイントとなる。具体的には、後述する適切な基準を満たしていることを前提とし、以下のように対応してはどうか。
  - ①については、分断率が閾値を超える期間の継続性について、当初1年とし、同基準を満たすことを前提に、1年ずつ増加させていく。
  - ②については、特異点による影響を合理的な範囲に抑えるため、分断率の閾値（現状5%）を10%とした上で、同基準を満たすことを前提に、平均化する期間（現状1か月間）を変化させる（季節変動を考慮して、3か月、6か月、12か月と段階的に増加させていく）。

### 【第2回制度設計・監視専門会合でいただいた御意見】

- 草薙委員：本則の4エリアに収斂しないという可能性が高いことを知ることができた。
- 山口委員：最終的に4区分に収束することが疑わしく、常に修正していく方向になっていくのかもしれないと思う。

# (参考) 経過措置による分断の考え方のイメージ

## 中国・四国連系線における判断の例

1年目：1か月平均

⇒ 閾値10%を超える1月がある1年があるため

分断あり

1年目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2018年	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%
2019年	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	1.4%	4.9%	2.5%	0.3%	0.5%	5.7%	2.4%
2020年	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	1.2%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%
2021年	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.8%	0.0%	0.1%	0.0%	1.1%	0.1%	0.0%
2022年	0.3%	1.6%	0.1%	0.4%	0.0%	0.1%	12.3%	4.2%	3.2%	0.7%	0.0%	0.3%

※

2年目：3か月平均

⇒ 閾値10%を超える3月がある連続2年がないため

分断なし

2年目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年		0.0%			0.6%			2.6%			2.9%	
2020年		0.0%			0.6%			0.0%			0.2%	
2021年		0.2%			0.3%			0.0%			0.4%	
2022年		0.7%			0.2%			6.6%			0.3%	
2023年		0.0%			0.0%			8.8%			0.8%	

※

3年目：6か月平均

⇒ 閾値10%を超える6月がある連続3年がないため

分断なし

3年目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年			0.3%						0.1%			
2021年			0.3%						0.2%			
2022年			0.4%						3.4%			
2023年			0.0%						4.8%			
2024年			5.6%						23.7%			

※ 2年目・3年目への移行は、不正事案がないこと等が確認されることを前提。

## 2. 市場画定（経過措置）の考え方②（案）

1. 平均化する期間を1か月単位から12か月単位へと拡大するとともに、分断率の継続性を捉える期間を1年、2年、3年と拡大していく中で、対象事業者は減少していく可能性がある。  
しかしながら、対象外の事業者であっても、価格つり上げの意図で売惜しみ等を行った場合には相場操縦が成立し得る点是不変。また、昨今の卸電力市場における不正事案を踏まえれば、市場における不正事案がないことを確認した上で、1か月単位から順に平均化する期間を拡大していくことや、分断率の継続性を捉える期間を増加させていくことが必要ではないか。
2. そのため、1年ごとに制度設計・監視専門会合において市場画定及び対象事業者の見直しを行う。  
具体的には、次頁の基準を満たした場合に、上記の平均化する月数を3か月、6か月、12か月と増加させるとともに、継続性を捉える期間を1年ずつ増加させていくこととしてはどうか。
3. なお、現在、対象事業者については、（ア）スポット市場等の約定価格が30円/kWh以上高騰した際の委員会への余剰電力データ提供、（イ）見直しを実施した際の限界費用データの委員会への提供を求めているが、対象事業者から外れた事業者であっても、監視による一定の牽制力を働かせるため、継続してサンプル的に対象事業者と同様の監視を行う必要があると考えられる。

### 【第2回制度設計・監視専門会合でいただいた御意見】

- **大橋委員**：競争政策は基本的には事後監視。分断を恣意的に発生させていくような行動が見られないかはビッドを見ながら監視していくべき。
- **松田委員**：市場操作に関する考え方・市場取引のルールは変化しないとは思っているが、監視においてどのような差異が生じるかを前提に考えたい。
- **松村委員**：事前規制で限界費用を見ると弊害があるというのであれば積極的に聞くべきだが、監視の話とは本質的に別。

## 2. 市場画定（経過措置）の考え方③（案）

### <経過措置を進展させる場合の基準（案）>

- ① 確認時点において、対象事業者による相場操縦事案等の問題行動が認められないこと（例えば、業務改善勧告や命令を受けた事業者による再発防止策が完了してから1年以上経過している等）
- ② 確認時点において、平均化する期間を増加させて市場範囲を画定した場合、対象事業者から外れる事業者が、適取ガイドライン上の卸売分野における望ましい行為を履践していることが確認できること（法令遵守体制の構築、内部的な取引監視体制の構築等）
- ③ 確認時点において、（旧一電等の内）対象事業者から外れている事業者についても、（前頁の）サンプル調査により、市場価格を操作するための売惜しみ等問題となる行動が認められないこと

※このほか、上記①～③に加えて、見直しによって対象から外れる事業者による不正事案がスポット市場で発生しても、相対契約を含めた卸電力市場における電源アクセス性は担保されるべきといった観点から、「確認時点において、平均化する期間及び継続性を捉える期間を増加させて市場範囲を画定した場合、対象事業者から外れる事業者において内外無差別な卸売が担保されていること」も要件とすべき、といったことも考えられるか。

### 3. 対象事業者の判定基準に関する考え方（案）

1. 現状、区分された各市場において、以下のように、基本的にはシェアを用いて、対象事業者を判定している。経過措置が適用される状況でも、経過措置における基準に加えて、本則における基準も勘案し、いずれかを満たせば対象事業者と判定している<sup>※1</sup>。
  - **本 則**：発電容量を基準としたシェア20%以上 又は PSI<sup>※2</sup>により判定
  - **経過措置**：発電容量を基準としたシェア50%以上
2. また、このような考え方については、米国FERCにおいても、各事業者の供給力をベースに市場支配力分析がなされている。こうした点も踏まえ、**今回の見直しでは、上記の判定基準を見直す必要はないと考えるかどうか。**

※1 なお、現状、小売事業者が保有する「長期かつ固定的な相対契約」による発電容量もシェア等の算定対象としているが、卸電力市場における市場支配力算定の観点に照らせば、電源アクセスの公平性が認められた電源容量に関しては、二次卸を考慮する必要がないと考えられる。そのため、内外無差別が担保された形で調達された電源であれば、算定から除外することとすることが適切と考える。

※2 当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者（Pivotal Supplier）か否かによって判定する方法をいう。

# まとめ

- 以上のとおり、「市場支配力を有する可能性の高い事業者」の判定に必要な市場画定等について、以下のように整理したいが、どうか。
  1. **本則**においては、需給変動や系統増強等により連系線の分断率は今後も大きな変化が生じ得ることを踏まえ、固定的な4市場区分を前提とした考え方を見直し、**「5年間において年平均分断率が10%以上となる年が3年以上継続する場合には分断として扱う」**と整理。
  2. **経過措置**における市場画定については、
    - **分断率を10%とした上で、適切な基準を満たすことを前提に、①分断率の平均値を算出する期間について現状の1か月から、3か月、6か月、12か月と増加させるとともに、②分断率の継続性を捉える期間を1年、2年、3年と増加させていく。**
    - 適切な基準を満たしているか否かについては、毎年、**制度設計・監視専門会合において確認**する。
  3. **対象事業者の判定基準**については**現行の本則及び経過措置における考え方を維持**する。
- このような見直しにより、端的には、**その時点におけるの分断状況等を適切に踏まえた市場画定が可能となり、柔軟かつ安定的な制度が実現し得る**ものと考ええる。
- なお、本件については、適取ガイドラインに反映する必要があるため、今後、御了解をいただいた後、本専門会合の成案として、「電力・ガス取引監視等委員会」に諮ることとしたい。

# 參考資料

# (参考) 適正な電力取引についての指針 (1 / 3)

令和6年11月22日 公正取引委員会・経済産業省 適正な電力取引についての指針【抜粋】

第二部 II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(3) 卸電力市場の透明性

③ スポット市場における売り札

スポット市場においては、シングルプライスオークション方式の下、市場支配力を行使することができる供給者（プライスメーカー）が存在しない状況を前提とすれば、市場支配力を有さない供給者（プライステイカー）にとっては余剰電力の全量（注1）を限界費用（注2）で市場供出することが利益及び約定機会を最大化する経済合理的な行動と考えられる。一方で、プライスメーカーが存在する場合、当該プライスメーカーが入札価格の引き上げ行為や売惜しみ行為により約定価格を上昇させるおそれがある。したがって、卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、スポット市場において売り札を入れる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが望ましい。このように行動している限りにおいて当該事業者は、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当しないものとする。

また、スポット市場において売り札を入れる事業者のうち、市場支配力を有する可能性の高い事業者（注3）においては、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められる。したがって、当該事業者がこれに反して、合理的な理由なく、限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や、余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することが強く推認される一要素となる。

# (参考) 適正な電力取引についての指針 (2 / 3)

## 令和6年11月22日 公正取引委員会・経済産業省 適正な電力取引についての指針【抜粋】(続)

(注1) 余剰電力の全量とは、スポット市場への入札時点において算定される各コマの自社供給力から、自社想定需要(自社小売需要と他社への相対契約に基づく供給量等の合計)・予備力・入札制約をそれぞれ差し引いた残りの供給力のことをいう。

(注2) 限界費用とは、電力を1kWh追加的に発電する際に必要となる費用をいい、燃料費等(発電側課金におけるkWh課金分を含む。)がこれに当たる。なお、限界費用における燃料費について、卸電力市場への入札によって燃料が消費されることで将来的な需要に対応するために追加的な燃料調達を行う必要が生じるときであって、当該価格・量での燃料の追加的な調達が合理的であると客観的に確認可能な場合には、燃料の追加的な調達費用を考慮し得る。また、限界費用の考え方について、燃料制約の発生時においては、非両立性の関係(スポット市場で約定すると他の機会では販売できないという関係)が成立することを前提とし、当該価格・量の妥当性が客観的に確認可能な場合には、将来における電力取引の価格を機会費用として考慮し得る。

(注3) 市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が継続して高い連系線(具体的には、北海道本州間連系設備、東京中部間連系設備、及び、中国九州間連系線)により4区分した地理的範囲において、当該範囲における総発電容量に対して保有する発電容量(発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。)が20パーセントを超える、又は、当該範囲における主要な供給者(Pivotal Supplier: 当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者)と判定される電気事業者のことをいう。

# (参考) 適正な電力取引についての指針 (3 / 3)

令和6年11月22日 公正取引委員会・経済産業省 適正な電力取引についての指針【抜粋】(続)

附則 本指針の適用

令和6年11月22日の改定後の本指針は、同日から適用する。

市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置

当分の間、本指針の適用開始の前月から直近5年間の各月において地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が一定の値を超える月がある場合には連系線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、総発電容量の50パーセントを超える発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）を保有する電気事業者は、第二部Ⅱ2（3）ア③に規定する市場支配力を有する可能性の高い事業者と判定される電気事業者とみなす。なお、当該一定の値については、5パーセントとし、1年ごとに分断発生状況等を確認した上で見直しを検討する。

# I 2024年11月以降の1年間における対象事業者①

1. 2024年11月以降の1年間における対象事業者の整理に当たって、本則と経過措置に示されたそれぞれの基準に基づいて検討を行う。
2. 本則では、下図のように全国を4つに区分した市場において、発電容量を基準としたシェア及びPSIにより判定。具体的には、以下の基準を踏まえて対象事業者を整理。

## 対象地域は以下の4つ

北海道、東日本（東北・東京）、西日本（中部・北陸・関西・中国・四国）、九州

## 上記各市場において以下の計算式のいずれかを満たす（FERCの基準を参考）

### 【シェア基準】

$$\frac{\text{当該事業者が保有する発電容量}}{\text{市場内総発電容量}} \times 100 > 20\%$$

### 【PSI】

$$\text{当該事業者が保有する供給力} > (\text{市場内総供給力} - \text{市場内年間最大需要電力})$$

なお、上記の計算式のうち、発電容量、年間最大需要電力は以下のとおり。

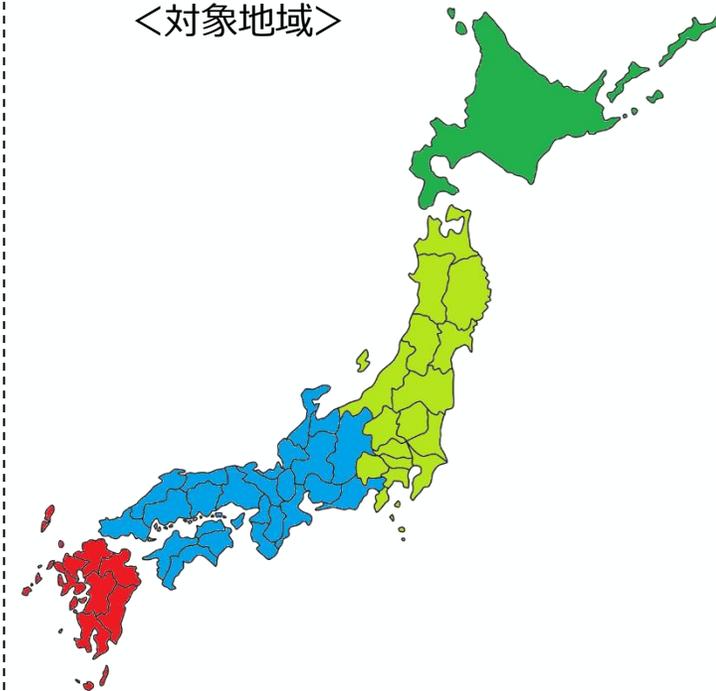
#### ・発電容量

2023年度供給計画記載の発電事業者の「年度末電源構成」に記載されているkW値をベースとして2024年11月1日現在で有効な「長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量」を加算。

#### ・年間最大需要電力

系統情報サービス（広域機関提供）の需要実績データのうち2023年10月～2024年9月分より、1時間後ごと・市場ごとで抽出した最大kW値。

<対象地域>



# I 2024年11月以降の1年間における対象事業者②

経過措置に基づく基準では、過去5年間の月別地域間連系線の分断率について一度でも閾値（当初5%）を超える場合に分断されているものと見なして画定した市場において、シェア50%を超える場合に対象事業者として整理。

## まず分断として扱う連系線を抽出

過去5年間（2019年10月～2024年9月）において月別連系線分断率が5%を超える月がある場合、分断しているものとして整理  
(⇒結果、今回は全ての連系線が分断（すなわち、画定される対象地域は、北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州の9地域）)

## 上記各市場において以下を計算

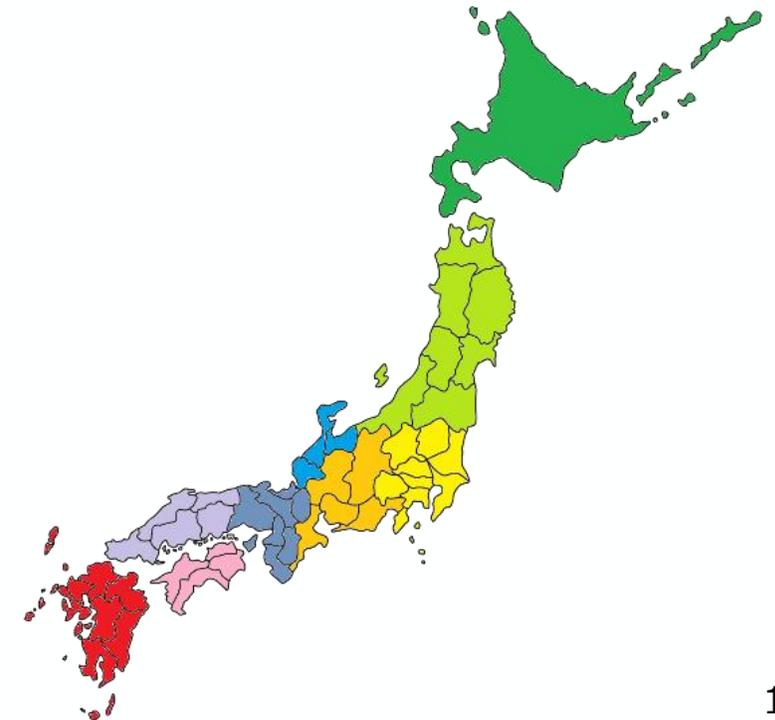
$$\frac{\text{当該事業者が保有する発電容量}}{\text{市場内全発電容量}} \times 100 > 50\%$$

なお、上記の計算式のうち、発電容量は以下のとおり。

### ・発電容量

2023年度供給計画記載の発電事業者の「年度末電源構成」に記載されているkW値をベースとして 2024年11月1日現在で有効な「長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量」を加算。

＜連系線の分断率を考慮した対象地域＞



# I 2024年11月以降の1年間における対象事業者③

1. スライドP7及びP8の基準に基づき、地域区分や保有発電容量を考慮し、シェア等を算定したところ、**2024年11月～2025年10月において、市場支配力を有する可能性の高い事業者として整理されるのは以下の表のとおり**。結果として、昨年度に整理された結果と同一となった。

市場区分	市場支配力を有する可能性の高い事業者
北海道	北海道電力株式会社
東北	東北電力株式会社
東京	東京電力エナジーパートナー株式会社 株式会社JERA
中部	株式会社JERA 中部電力ミライズ株式会社
北陸	北陸電力株式会社
関西	関西電力株式会社
中国	中国電力株式会社
四国	四国電力株式会社
九州	九州電力株式会社

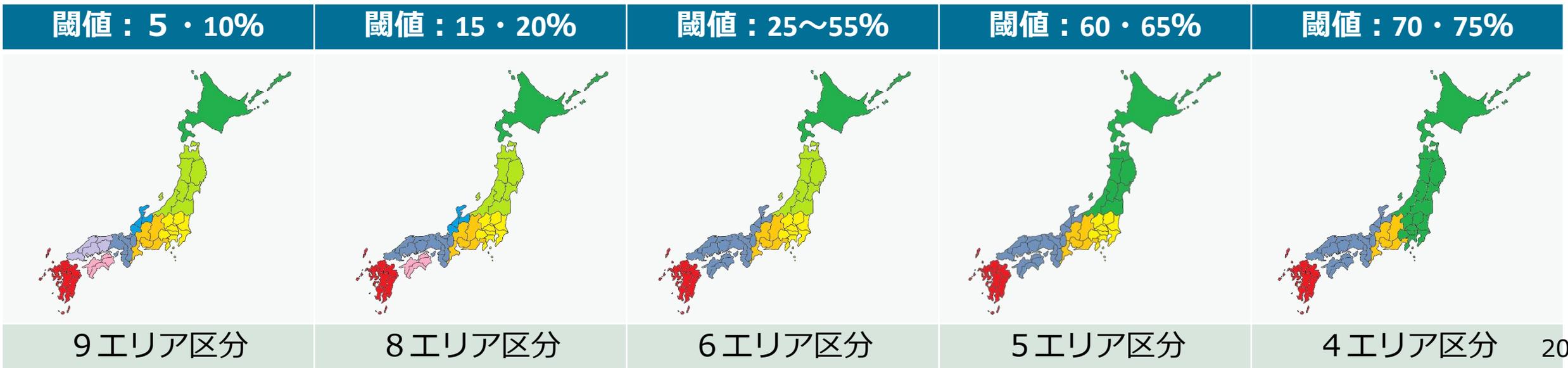
## Ⅱ ② 閾値を変化させた場合の経過措置に基づく市場区分

- 過去5年間の分断率の閾値超過月数については右表のとおり。  
(いずれの連系線も過去5年間で分断率が10%を越えている月が存在し、  
下図で示すとおり、来期も9エリアに区分)
- 仮に閾値を15%~20%とすると、関西-中国間が接続され1市場となる。  
また、閾値を25%以上にすると、関西・中国・北陸・四国で1市場となる。

	北海道 東北間	東北東 京間	東京中 部間	中部北 陸間	中部関 西間	北陸関 西間	関西中 国間	関西四 国間	中国四 国間	中国四 州間	中国九 州間
5%	51	37	60	35	36	9	3	10	6	53	
10%	32	28	58	31	31	4	1	7	5	45	
15%	28	17	55	28	28	3	0	4	3	41	
20%	18	13	50	22	23	2	0	2	2	38	
25%	12	8	47	18	20	0	0	0	0	31	
30%	7	7	43	17	19	0	0	0	0	24	
35%	5	4	41	13	17	0	0	0	0	15	
40%	2	3	35	9	13	0	0	0	0	11	
45%	2	2	33	6	10	0	0	0	0	9	
50%	2	2	25	4	9	0	0	0	0	9	
55%	1	1	21	4	5	0	0	0	0	8	
60%	0	1	19	3	3	0	0	0	0	7	
65%	0	1	14	2	2	0	0	0	0	6	
70%	0	0	9	1	2	0	0	0	0	5	
75%	0	0	6	1	1	0	0	0	0	5	
80%	0	0	5	0	0	0	0	0	0	3	

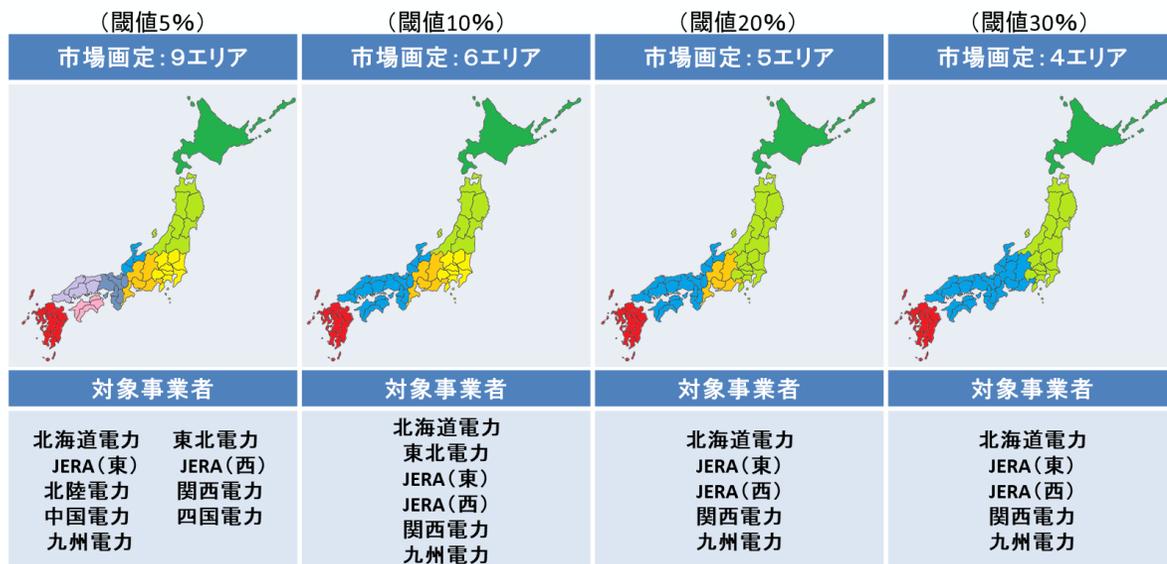
過去5年間の内、各閾値を超えたことがある月数を示したものの

### 閾値を5%刻みで変化させた場合の市場画定パターン (2024年10月現在)



# (参考) 経過措置検討時の前提条件

- 適取ガイドライン改定当時は、本則において、継続して分断発生率が高い3箇所の連系線を分断しているものとして扱い、4つの市場区分（北海道・東日本・西日本・九州）を基準とすることとした。その上で、経過措置における「一定の値」の閾値を毎年見直していき、最終的には本則の4市場区分と経過措置上の市場が同一となることで、経過措置は終了することを想定していた。（下図参照）
- 他方で、前スライドに示した、昨今の分断状況を踏まえれば、閾値を段階的に上昇させたとしても、最終的に上記本則の4市場区分に収斂する結果とはならない可能性もある。つまり、本則における固定化された4市場区分については、足下の市場分断状況を反映した基準とは言い難い現状。



第73回制度設計専門会合  
(2022年5月31日開催) 資料4 抜粋

※試算条件  
 ・分断率は、2017年1月～2021年12月の5年間のスポット市場における各月の分断率(%)を基に計算(四半期モニタリングレポートにおける公表値)。  
 ・2エリア間の連系線が分断として扱われる場合であったとしても、他のルートにおいて分断として扱われていない連系線が存在する場合(すなわち、当該他の連系線の分断率は過去5年間の閾値を超えている月が存在しない場合)、両エリアは同一エリアとして扱う。  
 ・対象事業者の判定は、発電容量(HJKSにおける公表値(認可出力))を基にシェアを試算したものであり、契約容量は含まれていないことに留意。